

同時発表：厚生労働省

令和7年5月15日
住宅局安心居住推進課**「令和7年度 改正住宅セーフティネット法等に関する全国説明会」を開催します**
～住宅と福祉の関係者が連携した地域の居住支援体制の構築と市場環境の整備～

国土交通省・厚生労働省は、今般、改正された住宅セーフティネット法及び生活困窮者自立支援法等の改正内容等に関する説明会を、令和7年6月10日より、自治体職員及び関係事業者を対象に全国9都市にて開催します。

令和6年の通常国会において、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律」（令和6年法律第43号。以下「改正住宅セーフティネット法」という。）及び「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第21号）が成立し、今般、改正住宅セーフティネット法の施行日が令和7年10月1日（準備行為は7月1日）に決定しました。

昨年9月にも全国説明会を開催しましたが、施行日が決定したことを受け、「令和7年度 改正住宅セーフティネット法等に関する全国説明会～住宅と福祉の関係者が連携した地域の居住支援体制の構築と市場環境の整備～」を国土交通省と厚生労働省で共同開催し、改正住宅セーフティネット法[※]の関係省令等を含む制度の詳細や運用、生活困窮者自立支援制度等による福祉分野における居住支援に関する取組状況や連携・活用方法について説明します。

今回の全国説明会は、自治体（住宅・福祉）職員向けと不動産・福祉・居住支援関係事業者向けの2部構成で実施します。

※ 改正法により、①大家と住宅確保要配慮者のいずれもが安心して利用できる市場環境の整備、②居住支援法人等が入居中サポートを行う賃貸住宅の供給促進、③住宅施策と福祉施策が連携した地域の居住支援体制の強化を図ることとしています。

記

＜説明会の概要＞

- 1. 対象者：** 都道府県・市区町村職員（住宅部局・福祉部局）
関係事業者（不動産関係事業者、福祉関係事業者、居住支援法人 等）
- 2. 日時・場所：** 別紙参照
- 3. 説明内容：** 改正住宅セーフティネット法、改正生活困窮者自立支援法等について
意見交換（グループワーク等 ※自治体職員向けのみ）
- 4. 参加費：** 無料
- 5. 参加方法：** WEB 又は FAX により申込みが必要です。

※ FAX による申込みは開催日3日前までが申込期限となります。

＜参加申込み先・問合せ先＞

○ 令和7年度 改正住宅セーフティネット法等に関する全国説明会 受付窓口

HP：https://koushuu-setsumeikai.mlit.go.jp/s/r7_safetynet

電話：0120-222-081 FAX：0120-222-156 ※受付時間：9：00～18：00（土・日・祝除く）

＜問合せ先＞

住宅局 安心居住推進課 電話：03-5253-8111



令和7年度 改正住宅セーフティネット法等に関する全国説明会

- 開催時間 関係事業者向け : 10 : 30～12 : 00
 自治体職員向け : 13 : 30～17 : 00

■開催日・場所

開催予定日	都道府県	開催都市	会場	定員
6月10日(火)	東京都	千代田区	砂防会館別館 ※オンライン配信あり	500
6月12日(木)	香川県	高松市	サンポートホール高松	130
6月13日(金)	新潟県	新潟市	朱鷺メッセ(新潟コンベンションセンター)	150
6月16日(月)	福岡県	福岡市	福岡国際会議場(福岡コンベンションセンター)	300
6月17日(火)	広島県	広島市	広島国際会議場	200
6月19日(木)	大阪府	大阪市	グランキューブ大阪(大阪府立国際会議場)	500
6月20日(金)	愛知県	名古屋市	ポートメッセなごや	300
6月23日(月)	宮城県	仙台市	ハーネル仙台	170
6月25日(水)	北海道	札幌市	ACU SAPPORO	200

- ・お席に限りがございます。満員となり次第、受付を終了することがありますので、お早めにお申込みください。
- ・説明会終了時間は変更になる可能性があります。